# 令和6年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラムの採択について

- 1. 事業の概要 別紙1のとおり
- 2. 予算額 45. 562千円
- 3. 採択件数等
  - •採択件数 16件
  - ・採択団体 別紙2のとおり

# 4. 審査

外部有識者による「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解 消推進事業企画・評価会議の審査を経て文化庁が決定。(委員名簿は別紙3)

<担当> 文化庁国語課 地域日本語教育推進室 日本語教育推進係

電話: 03-5253-4111 (代表) (内線 4845)

# 令和6年度 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 〜地域日本語教育スタートアッププログラム〜 概要

### 1. 目的

本プログラムは、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室が開設されていない地域(以下、「空白地域」という。)となっている市区町村(政令指定都市の区を含む、以下同じ)に対し、地域日本語教育の専門家の派遣や、コーディネーター等に係る経費を支援することにより日本語教室の設置に向けた取組を推進し、もって各地に日本語学習環境が整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とします。

### 2. 内容

本プログラムでは、空白地域となっている市区町村が日本語教室を設置・開設することを目的とした取組を行う団体を募集します。採択となった団体には、以下のいずれかの支援を行います。

(1) 講演等に対する有識者の派遣

(本事業に採択されたことがない団体のみ応募可。活用は1年間のみ。 なお、(1)と(2)は併用可能。)

- ○日本語教室立ち上げに向けた講師派遣に関する支援
- (2)地域日本語教育アドバイザーのみの派遣 (新規応募団体1年間のみ応募可)
  - ○地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣に対する支援
- (3)地域日本語教育アドバイザーの派遣、日本語教室立ち上げの支援

(新規応募団体:最長3年間、継続団体:過去に活用した年度も含め3年間)

- ○地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣に対する支援
- ○日本語教室の開設に向けて活動するコーディネーターに対する支援
- ○日本語教室で指導を行う者(以下、指導者)、日本語学習支援者を養成するための講師(以下、講師)及び地域固有の事情に応じた教材を作成する者(以下教材作成者)に対する支援
- (4)【特例措置】地域日本語教育アドバイザーの派遣、日本語教室立ち上げの支援の期間 延長

(応募要件に該当する令和3年度事業実施団体(4年目団体)のみ1年間応募可))

○支援内容は(3)と同じ

#### 3. 支援経費

○有識者の派遣に係る経費

【上限】文化庁が指定した有識者派遣経費額

○アドバイザーの派遣に係る経費

【上限】文化庁が指定したアドバイザー経費額

- ○アドバイザーの受入に係る消耗品等経費及び感染症予防経費
  - 【上限】感染症予防経費2万円・その他経費5万円(消耗品費、雑役務費、通信運搬費、借損料(会場借料は不可))
- ○アドバイザーの派遣に係る経費

【上限】文化庁が指定したアドバイザー経費額

○日本語教室立ち上げ等に係る経費

【上限】1年目 100万円、2年目 150万円、3年目 150万円

(※) 4年目 150万円

○日本語教室の運営に係る一部経費

【上限】感染症予防経費2万円 その他経費5万円 (消耗品費、雑役務費、通信運搬費、借損料 (会場借料は不可))

#### 4. 支援対象

日本語教室が設置されていない市区町村を対象とする取組を提案する次のいずれかの機関・団体

- (1) 市区町村
- (2) 市区町村単独又は複数の市区町村による実行委員会
- (3)以下の要件に該当する団体

地域における国際交流、多文化共生、日本語教育、外国人支援、地域活性、社会教育、福祉等の実施を目的とした事業を行い、次の①~③のいずれかに該当する団体は、(1)(2)に準ずるとみなし、本プログラムにおける市区町村との連携を条件として応募できることとします。

- ① 市区町村が設立したもの
- ② 市区町村が事務局を務めているもの
- ③ 市区町村の施設の指定管理業務を行う法人及び団体
- ※市区町村((3)の要件に該当する団体含む)の場合は、自身や自団体が所在する市区町村における取組とします。
- ※当該地域に日本語教室があるものの、近い将来解散する予定がある等の理由がある場合は応募することができます。ただし、その場合は、提案書にその旨を記入いただき、その事情も含め、空白地域に準ずるかという観点で確認します。

なお、「④【特例措置】地域日本語教育アドバイザーの派遣、日本語教室立ち上げの支援の 期間延長」を希望する団体については、上記の応募要件に加えて、以下の2つの要件を満 たすこととする。

- ・令和3年度事業における3年目団体で、新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響により、著しく事業が遅延し、3年間で日本語教室の自立に至る見込がない団体。
- ・3年間の内に「日本語教室の試行」までは進んでおり、残り1年以内に自立まで進むことができる団体。

# 「生活者としての外国人」のための日本語教室

# 空白地域解消推進事業

令和6年度予算額(案) (前年度予算額 148百万円 153百万円)



# 現状·課題

日本語教室が開催されていない市区町村(以下、空白地域)は834である(令和4年11月現在)。 その地域に在住する外国人数は149,062人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供(ICT教材の開発提供)を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 939 (49%) 934 (49%) 877 (46%) 834(44%) 箇所 (括弧内は空白地域の比率)

事業内容

# 1 地域日本語教育スタートアッププログラム

・日本語教室がない市区町村(空白地域)に対し、日本語教室の立ち上げを目的 とした、以下の支援を行う。 件数:21件(前年度:24件)

## **アドバイザー派遣の支援**

- ○地域日本語教育 プログラムの開発
- ○施策立案への助言
- ○関係機関との調整

# 専門家チームによる 3 年サポート

地方公共団体による取組

日本語教育を 行う人材の育成

指導者養成プログ

ラムの開発、実施

に対する支援

日本語教室の 開設(試行)

カリキュラム・教材の

開発に対する支援

日本語教室の 運営

教室運営の安定

化に向けた支援

## ▽ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、 教材作成等に係る経費を支援

# アウトプット(活動目標)

- ・日本語教室空白地域に対する地域日本 語教室スタートアッププログラムによる支援の 提供
- ・空白地域に在住する外国人が日本語を身 に付けられる日本語学習教材の充実

# 短期アウトカム(成果目標)

・地域日本語教室スタートアッププログラム の支援による日本語教室の開設

### 2 ICT教材の開発・提供

(出典) 文化庁日本語教育実態調査



✓ 日本語学習サイト 「つながるひろがる にほんごでのくらし」 (通称:つなひろ)

- 3レベルの動画教材(33シーン、約150動画)
- ●対応言語 18言語(令和5年度末)

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピ ノ語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モン ゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、 スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

・令和6年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

## 3 空白地域解消推進セミナー/日本語教室開設に向けた研究協議会

- ・日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- ・域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

# 中期アウトカム(成果目標)

・地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

# 長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教室開設地域の増加による 日本語学習機会の普及
- ・在留外国人のICT教材の利用拡 大による日本語学習機会の向上

担当:総合教育政策局(令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管)

# 令和6年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラム 採択団体一覧

令和6年3月時点

亚口	<i>}</i> — ₩-	和法中旧	+GB+4	/b. 士 -	令和6年3月時点
番号	年数	都道府県 ————————————————————————————————————	市区町村・団体名	代表者職名	代表者氏名
1	4年目	石川県	川北町教育委員会	教育長	西田 誠一
2	4年目	佐賀県	吉野ヶ里町	町長	伊東 健吾
3	3年目	北海道	石狩市	市長	加藤 龍幸
4	3年目	長野県	<b>箕輪町</b>	町長	白鳥 政徳
5	3年目	静岡県	長泉町	町長	池田 修
6	3年目	奈良県	吉野町	町長	中井 章太
7	3年目	佐賀県	佐賀市	市長	坂井 英隆
8	2年目	岩手県	陸前高田市国際交流協会	会長	長谷川 節子
9	2年目	福島県	小野町	町長	村上 昭正
10	2年目	茨城県	八千代町	町長	野村 勇
11	2年目	島根県	吉賀町	町長	岩本 一巳
12	1年目	茨城県	桜川市国際交流協会	会長	大塚 秀喜
13	1年目	静岡県	御殿場市	市長	勝又 正美
14	1年目	静岡県	川根本町	町長	薗田 靖邦
15	1年目	和歌山県	橋本市国際親善協会	会長	櫻井 晴美
16	1年目	石川県	志賀町	町長	稲岡 健太郎

# 令和6年度「生活者としての外国人」のための 日本語教室空白地域解消推進事業 企画・評価会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

佐野 香織 長崎国際大学人間社会学部国際観光学科 准教授

福島 青史 早稲田大学国際学術院大学院日本語教育 研究科 教授

 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業委託実施要項

平成30年2月15日 文化庁次長決定 平成30年12月20日 令和2年12月24日 令和3年11月16日 令和4年2月8日 一部改正

#### 1 趣旨

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業のうち、委託 業務については、本要項の定めるところにより実施する。

#### 2 委託業務の内容

文化庁は、以下の業務を委託して実施することができる。

(1) 地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室が設置されていない地方公共団体に対して日本語教育に関する専門的知識を有する者(アドバイザー)を派遣することによる指導助言及び当該地域での環境整備を行うに当たりアドバイザー間で有用な手法についての協議及び情報共有等を行う会議の開催、アドバイザーの派遣及びプログラム実施団体が手配したコーディネーター等の旅費、謝金等の精算業務、プログラム実施団体等からの問合せ対応業務及びその他付随する業務。

(2) ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツの開発・提供

日常生活に必要な日本語をICTを活用し独学できる学習コンテンツの開発及びその提供、調査研究等を行う業務。

(3) 空白地域解消推進セミナー

日本語教室が設置されていない地方公共団体の職員を対象に、空白地域解消に関する先進事例の紹介を行ったり日本語教室の設置に関する課題について協議等を行うセミナーの開催業務及び広報業務。

(4) 日本語教室開設に向けた研究協議会

空白地域解消に向けて、空白地域が多い都道府県やこれまで地域日本語教育スタートアッププログラムを活用したことが無い市町村が多い都道府県を対象に、域内の市町村に当プログラムの活用を促すとともに、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するため行う会議開催業務及び広報業務

#### 3 業務の委託先

文化庁は、上記1の目的を実現するため、以下の団体(以下「実施団体」という。) に業務を委託する。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体 ア 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。

- イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
- ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- オ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

#### 4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

#### 5 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1) により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

#### 6 委託費

- (1)予算の範囲内で業務に要する経費(「人件費」、「事業費(諸謝金、旅費、借損料、 消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額)」、「一般管理 費」、「再委託費」)を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や 経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

#### 7 業務完了(廃止)の報告

実施団体は、業務が完了したとき(契約を解除したときを含む。)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了(廃止)した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

#### 8 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了(廃止)報告書について調査及 び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の 額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2)上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 9 その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該目的に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、業務の実施状況や経理処理状況について、調査及び現地 調査を行うことができる。

- (4) 実施団体は、業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、文化 庁委託業務実施要領に定めるところによる。